

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		7	<p>受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p>	再編による追記
		8	<p>受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p>	
		9	<p>受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に速やかに報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。 また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。</p>	
		10	<p>受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p>	
		11	<p>受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。 (1)受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。 なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 (2)植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。 (3)樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			<p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(14) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p>	再編による追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			(16)受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。	再編による追記
2-4-4	高木移植工 1 高木移植工の施工については、 <u>以下に記載のない事項は</u> 、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定によるものとする。 3 <u>請負者</u> は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘り取らなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。 6 <u>請負者</u> は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法等については、設計図書によるものとし、これに <u>定めのない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	2-4-4	高木移植工 1 高木移植工の施工については、 <u>下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては</u> 、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定による。 3 <u>受注者</u> は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6 <u>受注者</u> は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法等については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
2-4-5	根株移植工 1 <u>請負者</u> は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編2-4-4高木移植工の規定に <u>よらなければならない</u> 。 (2) <u>請負者</u> は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。 3 <u>請負者</u> は、根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り扱いについては設計図書に <u>よるものとする</u> 。 4 <u>請負者</u> は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は監督職員と協議しなければならない。	2-4-5	根株移植工 1 <u>受注者</u> は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編2-4-4高木移植工の規定に <u>よる</u> 。 (2) <u>受注者</u> は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。 3 <u>受注者</u> は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り扱いについては、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。 4 <u>受注者</u> は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正 表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-4-8	樹木養生工 樹木養生工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-9樹木養生工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	2-4-8	樹木養生工 樹木養生工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-10樹木養生工</u> の規定による。	再編による追記
2-4-9	樹名板工 樹名板工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-10樹名板工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	2-4-9	樹名板工 樹名板工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-1一般事項</u> の規定による。	再編による追記
2-4-10	根囲い保護工 根囲い保護工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-11根囲い保護工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	2-4-10	根囲い保護工 根囲い保護工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-12根囲い保護工</u> の規定による。	再編による追記
第5節	樹木整姿工	第5節	樹木整姿工	
2-5-1	一般事項	2-5-1	一般事項	
3	<u>請負者</u> は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材とし て処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議するものとする	3	<u>受注者</u> は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に <u>よるものとし、これにより難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議するものとする。	表現の修正
2-5-2	材 料	2-5-2	材 料	
1	樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。 (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	1	樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。 (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-5-3	<p>高中木整姿工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、高中木整姿工の施工については、<u>下記の事項によらなければならない。</u></p> <p>2 <u>請負者</u>は、剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、<u>下記の事項によらなければならない。</u></p>	2-5-3	<p>高中木整姿工</p> <p>1 高中木整姿工の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>2 剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、<u>以下の各号の規定による。</u></p>	表現の修正
2-5-4	<p>低木整姿工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、低木整姿工の施工については、<u>下記に規定のない事項は、公園緑地編2-5-3高中整姿工の規定によらなければならない。</u></p>	2-5-4	<p>低木整姿工</p> <p>1 <u>受注者</u>は、低木整姿工の施工については、<u>下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編2-5-3高中木整姿工の規定による。</u></p>	表現の修正
2-5-5	<p>樹勢回復工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に<u>施与</u>時期、<u>施与</u>方法については監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 <u>請負者</u>は、樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これに<u>示されていない</u>場合は、<u>下記の事項によらなければならない。</u></p>	2-5-5	<p>樹勢回復工</p> <p>1 <u>受注者</u>は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に<u>施工</u>時期、<u>施工</u>方法については<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより<u>難い</u>場合は、<u>以下の各号の規定による。</u></p>	表現の修正
		第6節	公園施設等撤去・移設工	再編による工種の追記
		2-6-1	<u>公園施設撤去工</u> <u>公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</u>	
		2-6-2	<u>移設工</u> <u>移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規定による。</u>	
		2-6-3	<u>伐採工</u> <u>伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規定による。</u>	
		2-6-4	<u>発生材再利用工</u> <u>発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発生材再利用工の規定による。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3章 第1節	施設整備 適用 1 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	第3章 第1節	施設整備 適用 1 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、 <u>構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工</u> 、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	再編による工種の追記
	2 仮設工は、第3編 <u>第1章第10節仮設工</u> の規定による <u>ものとする。</u>		2 <u>構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</u>	再編による追記
	3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による <u>ものとする。</u>		3 仮設工は、 <u>第3編2-10仮設工</u> の規定による。	
第2節	適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に <u>よらなければならない。また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合については監督職員に確認を求めるものとする。</u>	第2節	適用すべき諸基準 <u>受注者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 <u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u> <u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u> <u>国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)</u> <u>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成20年1月)</u> <u>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成25年度版) (平成25年6月)</u> <u>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月)</u> <u>都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (平成11年8月)</u> <u>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂版) (平成20年8月)</u> <u>日本公園施設業協会遊具の安全に関する基準 (平成20年8月)</u> <u>文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)</u> <u>国土交通省</u>	適用諸基準の改正及び追加
	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 <u>(平成16年6月)</u>		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 <u>(平成25年度版) (平成25年6月)</u> <u>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月)</u> <u>都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (平成11年8月)</u> <u>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂版) (平成20年8月)</u> <u>日本公園施設業協会遊具の安全に関する基準 (平成20年8月)</u> <u>文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)</u> <u>国土交通省</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	日本下水道協会 下水道施設設計指針と解説 (昭和59年7月)		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版 (平成21年)	適用諸基準の改正及び追加
	日本電気協会 内線規程 (平成8年2月)		日本電気協会 内線規程 (平成24年2月)	
	日本道路協会 道路土工-施工指針 (昭和61年11月)		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
	日本道路協会 道路土工-排水工指針 (昭和62年6月)			
	日本道路協会 簡易舗装要綱 (昭和54年10月)			
	インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(車道編) (平成6年5月)		インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)	
	日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱 (平成4年12月)			
	日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)			
	日本道路協会 プラント再生舗装技術指針 (平成4年12月)			
	日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 (平成8年10月)			
	日本道路協会 排水性舗装技術指針(案) (平成8年10月)			
	日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針(案) (昭和62年1月)			
	日本道路協会 路上表層再生工法技術指針(案) (昭和63年11月)			
	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成16年2月)		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
	日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年11月)		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(昭和56年4月)		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	
	日本道路協会 防護柵設置要綱 (昭和47年11月)		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)	
	日本道路協会 防護柵設置要綱・資料集 (昭和61年7月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	
	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和61年1月)		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	
	全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成13年6月)		建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	
	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和56年4月)		全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)	
	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成13年12月)		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
			日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
			日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
			日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)	
			土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月)	
			日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 3-3-1	給水設備工 一般事項 1 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	第3節 3-3-1	給水設備工 一般事項 1 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、 <u>消火栓工、給水設備修繕工</u> 、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。	再編による変更
2	<u>請負者</u> は、給水設備工の施工に際して、機械設備工事共通仕様書2-2配管工事及び5-2給排水衛生機器の規定によらなければならない。	2	<u>受注者</u> は、給水設備工の施工については、 <u>設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。</u>	
3-3-2	材 料 1 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング） JIS B 2011（青銅弁） JIS B 2051（可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁） JIS B 2061（給水栓） JIS B 2062（水道用仕切弁） <u>JIS B 2063（水道用空気弁）</u> <u>JIS B 2210（鉄鋼製管フランジの基準寸法）</u> JIS B 2220（鋼製溶接式フランジ） JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手） JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手） JIS B 2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手） JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手） JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手） JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手） JIS B 2352（ベローズ形伸縮管継手） <u>JIS B 7501（接線流羽根車単湿式13mm水道メーター）</u> JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法） JIS B 8313（小形うず巻ポンプ） JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ） JIS B 8322（両吸込うず巻ポンプ） JIS B 8323（水封式真空ポンプ） JIS B 8331（多翼送風機） JIS B 8372（空気圧用減圧弁）	3-3-2	材 料 1 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング） JIS B 2011（青銅弁） JIS B 2051（可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁） JIS B 2061（給水栓） JIS B 2062（水道用仕切弁） JIS B 2220（鋼製管フランジ） JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手） JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手） JIS B 2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手） JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手） JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手） JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手） JIS B 2352（ベローズ形伸縮管継手） JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法） JIS B 8313（小形渦巻ポンプ） JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ） JIS B 8322（両吸込渦巻ポンプ） JIS B 8323（水封式真空ポンプ） JIS B 8331（多翼送風機） <u>JIS B 8372-1（空気圧-空気圧用減圧弁-第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項）</u> JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p><u>JIS G 3442（水道用亜鉛めっき鋼管）</u> JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管） JIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管） <u>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）</u> JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法） <u>JIS G 3492（水道用鋼管コーラルエナメル塗装方法）</u> JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管） JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） <u>JIS H 4312（水道用鉛管）</u> JIS K 1450（水道用硫酸アルミニウム） JIS K 6353（水道用ゴム） JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニール管） JIS K 6743（水道用硬質塩化ビニール管継手） JIS K 6762（水道用ポリエチレン管） <u>JIS K 6763（水道用ポリエチレン管継手）</u></p>		<p>JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管） JIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管） JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法） JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管） JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） JIS K 1450（水道用硫酸アルミニウム <u>（水道用硫酸ばんど）</u>） JIS K 6353（水道用ゴム） JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニール管） JIS K 6743（水道用硬質塩化ビニール管継手） JIS K 6762（水道用ポリエチレン <u>二層</u>管）</p>	
2	<p>給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA B 108（水道用止水栓） JWWA B 120（ソフトシール仕切弁） JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装） JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管） JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管） JWWA G 115（水道用ステンレス鋼鋼管） JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手） JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管） JWWA H 101（水道用銅管） JWWA K 116（水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管） <u>JWWA K 117（水道用樹脂コーティング管継手）</u> <u>JWWA K 118（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管）</u> <u>JWWA K 119（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手）</u> JWWA K 127（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニール管）</p>	2	<p>給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA B 108（水道用止水栓） JWWA B 120（<u>水道用</u>ソフトシール仕切弁） JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装） JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管） JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管） JWWA G 115（水道用ステンレス鋼管） JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手） JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管） JWWA H 101（水道用銅管） JWWA K 116（水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管） JWWA K 127（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニール管） JWWA K 128（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニール管継手） JWWA K 129（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管） JWWA K 130（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手）</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>JWWA K 128（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手） JWWA K 129（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管） JWWA K 130（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手） JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管） JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管） JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p>		<p>JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管） JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管） JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p>	
3	<p>量水器は、計量法に定める検定合格品とし、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認する材料を用いるものとする。</p>	3	<p>量水器は、計量法（平成4年法律51号）に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。 (1)口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。 (2)口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。 (3)口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。</p>	再編による追記
3-3-3	<p>水栓類取付工</p>	3-3-3	<p>水栓類取付工</p>	
2	<p>請負者は、止水栓の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 請負者は、止水栓の取り付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。 (2) 請負者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締め固めておかななければならない。 (3) 請負者は、止水栓の取り付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかななければならない。</p>	2	<p>止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定による。 (1) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。 (2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締め固めておかななければならない。 (3) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかななければならない。</p>	表現の修正
3	<p>請負者は、止水栓ボックスの設置については、下記の事項により施工しなければならない。</p>	3	<p>止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。</p>	表現の修正
		4	<p>受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	再編による追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-3-4	貯水施設工	3-3-4	貯水施設工	適用法令の改正 再編による削除 再編による変更及び削除 再編による追記
1	飲料水を貯留する貯留施設の場合は、 <u>建築基準法施行令第39条の2、第129条の2の2</u> 並びに同条に基づく告示の定める規定によるものとする。	1	飲料水を貯留する貯留施設の場合は、 <u>建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5</u> ならびに同条に基づく告示の定める規定による。	
2	<u>貯留施設は、地震力および地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起ささない強度を有するものとする。なお、設計震度は設計図書によるものとする。</u>			
3	貯留施設にマンホールを使用する場合は、 <u>公園緑地編3-4-9マンホール工</u> の規定によるものとする。	2	貯水施設にマンホールを使用する場合は、 <u>公園緑地編3-4-8集水桝・マンホール工</u> の規定による。	
4	請負者は、貯留施設にプレキャストボックスを使用する場合は、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> <u>(1) 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u> <u>(2) 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。</u> <u>(3) 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。</u> <u>これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。</u> <u>(4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットあるいはパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カヌー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。</u> <u>(5) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。</u>	3	貯水施設に <u>プレキャストカルバート</u> 、プレキャストボックス、 <u>プレキャストパイプ</u> を使用する場合は、 <u>第3編2-3-28プレキャストカルバート工</u> の規定による。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-3-5	<p>循環設備工</p> <p>1 請負者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<u>機械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書</u>の規定によらなければならない。</p> <p>3 請負者は、貯水槽の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 請負者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。 (2) 請負者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水槽を満水状態しておかなければならない。</p> <p>4 請負者は、噴水装置、<u>循環装置</u>、滅菌装置の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>5 請負者は、ポンプの設置については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>10 請負者は、配管材の接合については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 請負者は、管の接合に先だち、その内部を点検し、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。 (3) 請負者は、ねじ切りについては、<u>自動切り上げ装置付ねじ切り機</u>を使用し、ねじゲージを使用して<u>ねじ長さを調整</u>しなければならない。 (4) 請負者は、<u>接合用ねじに、JIS B 0203（管用テーパネジ）</u>を使用し、<u>接合においては、ねじ接合材を使用しなければならない。</u></p>	16	<p><u>受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</u></p> <p>3-3-5</p> <p>循環設備工</p> <p>1 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<u>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）</u>の規定による。</p> <p>3 貯水槽の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u> (1) 受注者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。 (2) 受注者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を<u>確認</u>しなければならない。また、工事完了後は、貯水槽を満水状態しておかなければならない。</p> <p>4 噴水装置、<u>濾過装置</u>、滅菌装置、<u>循環設備</u>の施工については、<u>以下の各号の規定によるものとする。</u></p> <p>5 ポンプの設置については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>10 配管材の接合については、<u>以下の各号の規程による。</u> (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、<u>その管内に異物がないことを確かめ</u>、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。 (3) 受注者は、ねじ加工機については、<u>自動定寸装置付き</u>としなければならない。また、<u>ねじ加工に際しては、ねじゲージ</u>を使用して、<u>JIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されているか確認</u>しなければならない。</p>	再編による追記
				適用諸基準の改正
				表現の修正
				表現の修正
				表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 3-4-1	<p>雨水排水設備工 一般事項</p> <p>1 本節は、雨水排水設備工として側溝工、<u>集水桝工</u>、調整池工、貯留施設工、作業土工、管渠工、<u>マンホール工</u>、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2 <u>請負者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、道路土工－排水工指針2-2路面排水及び3-5地下排水施設、擁壁、カルバート・仮設構造物工指針3-6施工一般の規定によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>請負者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路および広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水および地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</u></p>	第4節 3-4-1	<p>雨水排水設備工 一般事項</p> <p>1 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、<u>集水桝・マンホール工</u>、地下排水工、<u>公園水路工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 <u>受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</u></p>	適用諸基準の改正
3-4-2	<p>材 料</p> <p>1 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 <u>JIS A 5302（無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート管）</u> <u>JIS A 5303（遠心力鉄筋コンクリート管）</u> <u>JIS A 5305（鉄筋コンクリート U形及び鉄筋コンクリートU形ふた）</u> <u>JIS A 5306（コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形）</u> <u>JIS A 5312（鉄筋コンクリート組立土止め）</u> <u>JIS A 5317（下水道用マンホール側塊直壁及び下水道用マンホール側塊斜壁）</u> <u>JIS A 5318（鉄筋コンクリートフリューム）</u> <u>JIS A 5322（ソケット付スパンパイプ）</u> <u>JIS A 5328（組合せ暗渠ブロック）</u> <u>JIS A 5333（コア式プレストレストコンクリート管）</u> JIS A 5506（下水道用マンホールふた） JIS G 3471（コルゲートパイプ） JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニール管継手） JIS K 6741（硬質塩化ビニール管） JIS R 1201（陶管）</p>	3-4-2	<p>材 料</p> <p>1 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 <u>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</u> <u>JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）</u> <u>JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）</u> <u>JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）</u> <u>JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）</u> JIS A 5506（下水道用マンホールふた） JIS G 3471（コルゲートパイプ及び<u>コルゲートセクション</u>） JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニール管継手） JIS K 6741（硬質塩化ビニール管） JIS R 1201（陶管）</p>	再編による工種の追記
				JIS規格と整合

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	2 管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。	2	管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるなければならない。	表現の修正
3-4-5	調整池工	3-4-3	調整池工	再編による変更
1	周囲小堤の法面整形作業については、公園緑地編1-4-7法面整形工の規定によるものとする。	1	周囲小堤の法面整形作業については、公園緑地編1-3-7法面整形工の規定による。	再編による工種の追記
2	周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-4法枠工の規定によるものとする。	2	周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-5法枠工の規定による。	再編による工種の追記
3	周囲小堤に擁壁を使用する場合は、公園緑地編1-8-4場所打擁壁工、1-8-5プレキャスト擁壁工、1-5-6小型擁壁工の規定によるものとする。	3	周囲小堤に擁壁を使用する場合は、公園緑地編1-8-4現場打擁壁工、公園緑地編1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。	再編による工種の追記
4	周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。	4	周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-8石積工の規定による。	再編による工種の追記
3-4-6	貯留施設工	3-4-4	貯留施設工	再編による工種の追記
1	貯留施設の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工3項から13項、3-4-5調整池工の規定によるものとする。	1	貯留施設の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工、公園緑地編3-4-3調整池工の規定による。	表現の修正
2	請負者は、貯留施設の施工に用いる有孔管を設置した後のフィルター材については、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	2	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	再編による追記
		5	受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
3-4-3	側溝工	3-4-6	側溝工	
1	請負者は、側溝工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況により、これに示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	1	側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、現場打L型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。	2	受注者は、 <u>現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</u>	再編による追記
3	請負者は、 <u>プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝、管（函）渠型側溝の継目部の施工については、付着水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。</u>	3	受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、 <u>現場打側溝</u> 、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。	再編による追記
5	請負者は、コルゲートフリュームの施工については、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 請負者は、コルゲートフリュームの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、 <u>施工前に施工方法について</u> 監督職員と協議しなければならない。 (3) 請負者は、コルゲートフリュームの布設については、 <u>上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について</u> 監督職員と協議しなければならない。	6	<u>管（函）渠型側溝の施工については、公園緑地編1-9-5、プレキャストカルバート工の規定による。</u>	再編による追記
6	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、 <u>監督職員の承諾を得なければならない。</u>	7	コルゲートフリュームの施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u> (1) 受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、 <u>予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。 (3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件（ <u>地盤条件・出来形等</u> ）については <u>設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正 表現の修正 表現の修正
		8	受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-4-8	管渠工	8	請負者は、現場打水路および柵渠の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況により、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	再編による追記
		9	請負者は、柵渠の施工については、杭、板、笠石および梁にすき間が生じないように注意して施工しなければならない。	
		10	請負者は、管（函）渠型側溝の施工については、公園緑地編1-7-5プレキャストカルバート工の規定によらなければならない。	
		9	公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。 (1)受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削（切土）面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一律な勾配となるよう施工しなければならない。 (2)受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、2-3-6地被類植栽工2、芝の植付けの規定による。	再編による追記
		11	U形側溝小口止めの施工については、設計図書によらなければならない。	再編による追記
		12	受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
		3-4-7	管渠工	再編による工種の追記
		1	受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一律な勾配になるように施工しなければならない。	
		2	管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
		3	受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	請負者は、 <u>管渠工</u> の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面およびカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。	6	受注者は、 <u>管布設工</u> の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。	
5	請負者は、コルゲートパイプの布設については、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 請負者は、 <u>砂質土または砂を基床としなければならない。</u> (2) 請負者は、コルゲートパイプの組立については、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の <u>頂側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。</u> (3) 請負者は、 <u>コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しを行う必要がある場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と協議しなければならない。</u>	8	コルゲートパイプの布設については、 <u>以下の各号の規程によるものとする。</u> (1) <u>布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</u> (2)コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の <u>両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</u>	表現の修正 再編による変更 再編による追記 再編による削除
6	請負者は、 <u>管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況によりこれに示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ指示による勾配で、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一律な勾配になるように施工しなければならない。</u>			
7	請負者は、 <u>管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 請負者は、 <u>現地の状況にり設計図書に示された据え付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u> (2) 請負者は、 <u>プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。</u>			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-4-4	<p>(3) 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプ接合は、カラー接合または印るう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。</p> <p>(5) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。</p> <p>請負者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p>	3-4-8	<p>(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工—カルバート工指針7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>10 受注者は、立体網状管の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>11 受注者は、管閉塞の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>12 受注者は、管口フィルター施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p>	適用諸基準の改正
	1		<p>集水樹工</p> <p>請負者は、集水樹及び浸透樹の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、路面との高さの調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
				再編による工種の追記
				表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、集水樹および浸透樹の据え付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤーで損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。			再編による削除
3	請負者は、蓋の設置については、本体および路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。			
3-4-9	マンホール工			再編による工種の追記
1	請負者は、マンホールの施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 請負者は、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。 (2) 請負者は、据え付け前に、接合面の接合に害する物は取り除いておかななければならない。 (3) 請負者は、接合モルタルを接合接触部分全面に敷き均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレのないように設置しなければならない。また、高さ調節のための敷板を入れたまま接合してはならない。 (4) 請負者は、底版の設置については、水平に据え付けなければならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具を用いてくい違いの横ずれが生じないようにしなければならない。 (6) 請負者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (7) 請負者は、設置完了後、部材の連結状況を確認した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。	4	受注者は、樹高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
2	請負者は、マンホールに接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>3 請負者は、マンホールの足掛金物の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。</p>			再編による削除
		<p>3-4-10 公園水路工</p> <p>1 受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一樣な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不平等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。</p>		再編による工種の追加
第5節	<p>汚水排水設備工</p> <p>3-5-2 材 料</p> <p>1 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5302（無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート管） JIS A 5303（遠心力鉄筋コンクリート管） JIS A 5312（鉄筋コンクリート組立止め） JIS A 5317（下水道用マンホール側塊直壁及び下水道用マンホール側塊斜壁） JIS A 5318（鉄筋コンクリートフリューム） JIS A 5322（ソケット付スパンパイプ） JIS A 5328（組合せ暗渠ブロック） JIS A 5333（コア式プレストレストコンクリート管） JIS G 3471（コルゲートパイプ）</p>	第5節	<p>汚水排水設備工</p> <p>3-5-2 材 料</p> <p>1 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則） JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則） JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則） JIS A 5506（下水道用マンホールふた）</p> <p>JIS G 3471（コルゲートパイプ及びコルゲートセクション）</p>	JIS 規格と整合